

7 農産第3907号
令和7年12月19日

各地方農政局生産部長殿

農産局総務課長

新基本計画実装・農業構造転換支援事業の継続事業に係る運用について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、令和7年度補正予算から再編集約・合理化の更なる加速化の強化を実施する場合、成果目標の基本ポイントが25ポイント以上である要件が付されているところ。

令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算において、既に1年目の事業を配分している取組について、取組実施計画の変更をすることで再編集約・合理化の更なる加速化に必要な基本ポイントを設定できる場合に限り、2年目から当該措置を実施することを可能とする。

ただし、実施する場合には下記の事項に留意するものとする。

貴殿におかれでは、御了知いただくとともに、併せて、管内の都道府県に周知願いたい。

記

1 成果目標（基本ポイント）の上方修正

以下の（1）又は（2）のいずれかの場合、2年目の成果目標を変更することができるものとする。

（1）成果目標を上方修正

既存の成果目標を上方修正する。

（2）成果目標を追加

成果目標を追加し、基本ポイントを算出することを可能とする。ポイント算定にあつては、追加した成果目標を含めて2つの目標で算出することとし、算出項目は配分基準の定めのとおりとする。

※既に設定している成果目標については、追加する成果目標の算出根拠とはならない場合であっても交付等要綱別記1の第9の事業の評価が必要。

2 当該措置を可能とする根拠

（1）計画の変更

交付等要綱第12及び交付等要綱別記1の第4の2において、重要な変更として地方農

政局長等との協議が調べば取組実施計画の成果目標の変更が可能。

【参考：交付等要綱の第 12 抜粋】

- 第 12 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ都道府県整備事業にあっては別記様式第 3 号－1、直接採択事業にあっては別記様式第 3 号－2 による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 13 に規定する軽微な変更を除く。
- 3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができます。

【参考：交付等要綱の別記 1 の第 4 の 2 抜粋】

2 都道府県事業計画書の作成及び提出

- (1) 都道府県知事は、1 により取組実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、別添参考様式第 2 号により、都道府県計画を作成し、別紙様式第 2 号により地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。なお、別記 2 の取組を行う場合は、併せて協議を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1) 及び (2) の提出又は協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議する。なお、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。
- ただし、複数年度にわたって事業を実施する取組主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。
- (5) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。
- ただし、次に掲げる場合には、重要な変更として、(1) から (4) までに準じた手続を行うものとする。
- ア 都道府県又は特認団体が実施する事業内容の変更
- イ 取組実施計画の次に掲げる変更
- (ア) 事業の中止又は廃止
- (イ) 取組主体の変更
- (ウ) 成果目標の変更

(2) 採択基準

交付等要綱別記 1 の第 11 の本体事業において、複数年計画の取組実施計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものと規定しているところ。当該規定においては、複数年計画であることに変わりはないため、当該規定の優先的な割当てが可能。

一方、交付等要綱別記 4 の第 5 の更なる加速化の取組においても優先的に割り当てるとしているが、成果目標を変更する場合にあっては、再度、交付等要綱別記 4 の第 5 の 3 に基づき合計ポイントの高い順に並べて採択することが必要。そのため、本通知により交付等要綱別記 4 の 3 に準じて採択を行うことを可能とする。

【参考：交付等要綱の別記1の第11抜粋】

- 1 地方農政局長等との妥当性協議を終えた都道府県計画のうち、複数年計画の取組実施計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 4 取組実施計画について、3の審査の結果、適正と判断される取組実施計画を2で算定した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に並べ、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組実施計画から順に採択するものとする。

【参考：交付等要綱別記4の第5抜粋】

第5 採択基準

- 2 本対策における事業の採択に当たっては、複数年計画の取組実施計画について、本対策の継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 3 1で算定されたポイントに基づき、別記1の別紙4の2から8までの合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に並べ、ポイントが上位の取組実施計画から順に採択するものとする。

【参考：交付等要綱の附則】

- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。
ただし、改正前の要綱第3の(2)の再編集約・合理化の更なる加速化については、改正後の要綱別記4の規定によるものとする。

3 当該措置を実施するための手続

- (1) 取組主体は、成果目標を変更する場合にあっては、申請年度の配分基準を用いて算出することとし、変更に伴う根拠資料を揃えた上で都道府県等へ取組実施計画を提出する。
- (2) 都道府県は、要望調査において、1の(1)又は(2)の成果目標の変更に必要な事項を記載し、変更に伴う根拠資料を審査及び地方農政局長等へ提出する。
- (3) 地方農政局長等は、別記1の第4の2の(3)に基づき審査を行う。
- (4) 採択された場合、成果目標の変更は、重要な変更となるため、取組実施計画及び都道府県計画の変更は必要となる。ただし、2年目の取組の計画申請と同時点に変更すればよいこととする。

4 当該措置を実施する場合の留意事項

以下の全てについて御了知の上申請すること。

- (1) 成果目標ポイントを変更する際は、合理的かつ定量的な根拠を基に説明すること。
- (2) 審査において、計画の変更が認められない場合があること。
- (3) 交付等要綱別記1に基づく本体事業については、国費の増額を認めないこと。
- (4) 新たな成果目標の創設により自ら別の事業を実施する場合は、取組実施計画にその旨を追記すること。
- (5) 別記1の別紙4の3から8までの加算ポイントの変更はできないものとする。

以上